

窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！

—転落事故は特に1～3歳の子どもに注意が必要で、春から夏に多く見られます—

子ども（14歳以下）が住居などの窓やベランダから転落する事故は、厚生労働省「人口動態調査」（平成22年から平成26年まで）では死亡事故が92件、東京消防庁の救急搬送データ（平成23年から平成28年まで）では救急搬送された事故が218件となっています。

救急搬送データを年齢別に見ると、危険への認識が低い1～3歳の子どもの窓からの転落事故が多く、軽症が多いものの注意が必要です。また、転落事故は窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする春から夏に多く見られます。高所からの転落は、生命に危険を及ぼす可能性が高く、十分な注意が必要です。

住居などの窓やベランダから子どもが転落する事故を防止するため、保護者の皆様は、主に以下のことに注意しましょう。

- （1）子どもの行動や居場所を把握するなど、見守りを行いましょう。
- （2）子どもの発達に応じ、日頃から転落を未然に防止する環境を整えましょう。
- （3）窓やベランダの手すり、網戸等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。

1. データで見る事故情報

（1）厚生労働省「人口動態調査」における事故情報

消費者庁が分析した、厚生労働省「人口動態調査」（平成22年から平成26年まで）では、子ども（14歳以下）の住居などからの転落死亡事故が92件確認されています。

年齢別では、0～4歳が43件（46.7%）、5～9歳が19件（20.7%）、10～14歳が30件（32.6%）で、0～4歳のうち、特に3、4歳が多いことが分かります（図1）。

時期別では、春（3月～5月）の17件（18.4%）から夏（6月～8月）の30件（32.6%）と、春から夏に多く見られます（図2）。

図1 年齢別の死亡件数（n=92）

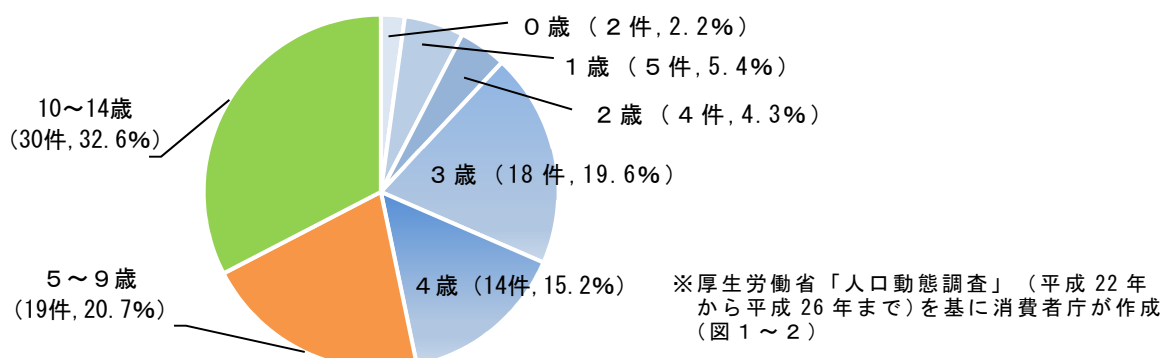
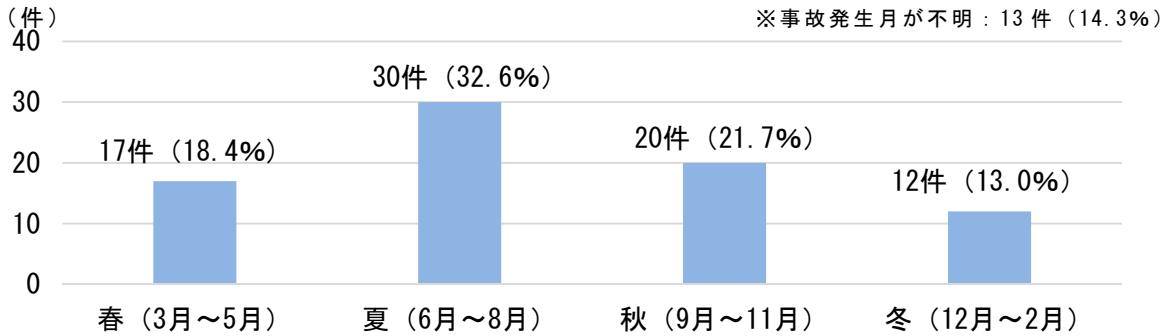


図2 時期別の死亡件数 (n=92)



(2) 東京消防庁管内で転落事故により救急搬送された事故情報

東京消防庁管内¹の救急搬送データ（平成23年から平成28年まで）では、子ども（14歳以下）が住居などの窓やベランダから転落し、救急搬送される事故が218件発生しています。

窓やベランダから転落し、救急搬送された件数を年齢別に見ると、特に1～3歳が多く、ベランダより窓からの転落事故が多いことが分かります（図3）。

初診時の診断²別では、軽症が112件（窓が87件、ベランダが25件）と最も多くなっています（図4）。

時期別では、春（3月～5月）の59件（27.1%）から夏（6月～8月）の71件（32.6%）と、春から夏に多く見られます（図5）。

図3 窓やベランダからの転落事故における、年齢別の救急搬送件数 (n=218)

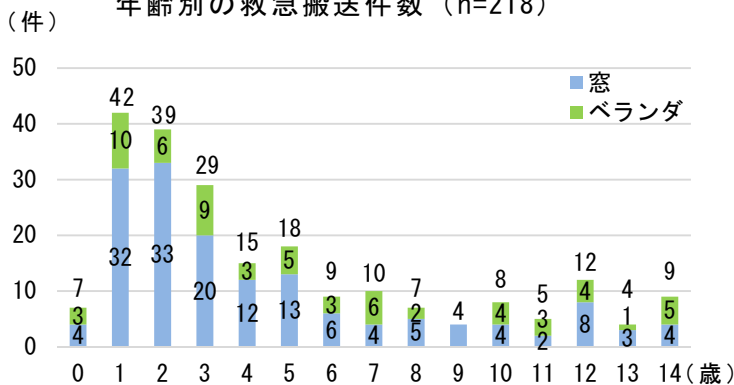


図4 初診時の診断別の救急搬送件数 (n=218)

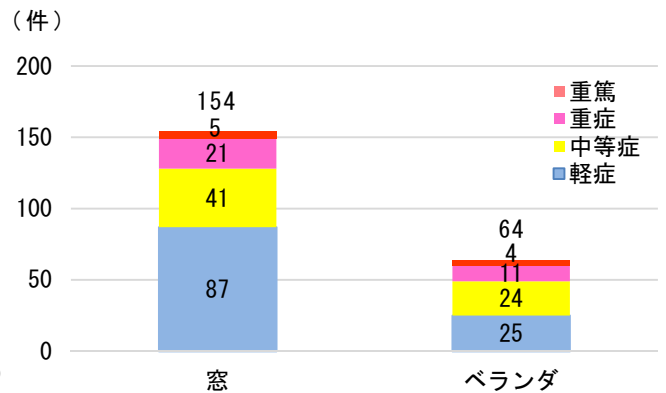
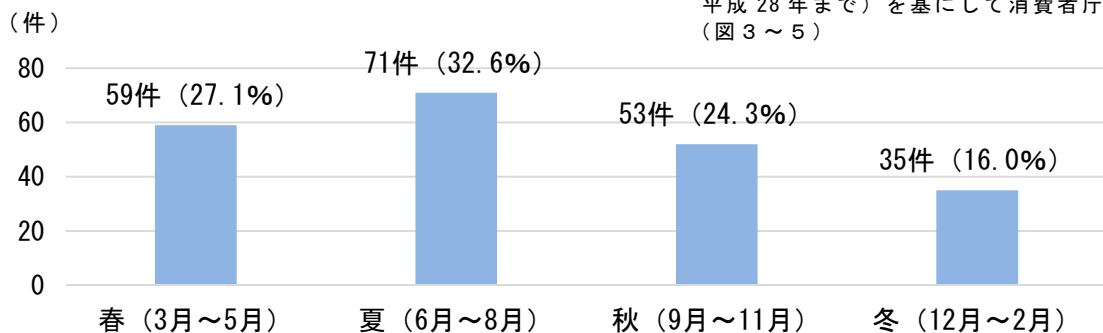


図5 時期別の救急搬送件数 (n=218)



※東京消防庁管内の救急搬送データ（平成23年から平成28年まで）を基にして消費者庁で作成（図3～5）

1 東京都のうち稲城市、島しょ地区を除く地域です。

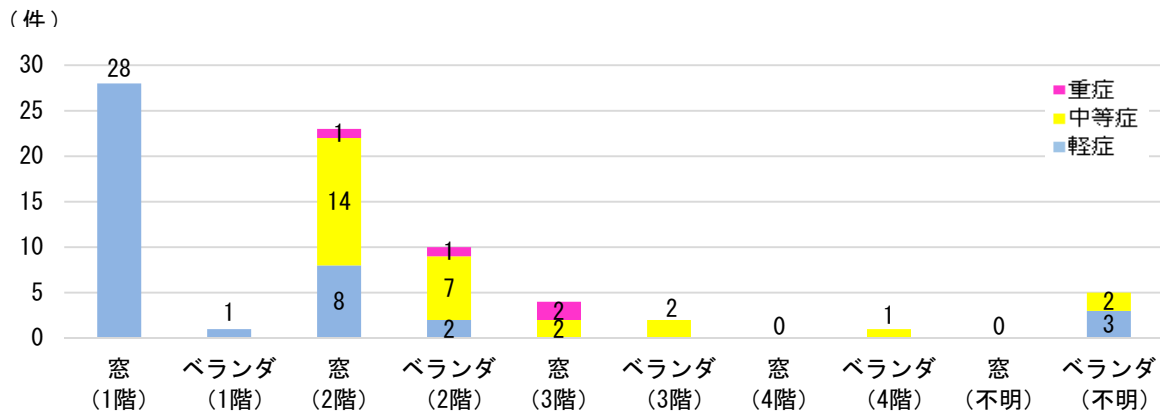
2 医療機関へ搬送した傷病者について、医師の所見に基づき、次の通り区分しています。
 「軽症」：軽易で入院を要しないもの
 「中等症」：生命の危険はないが入院を要するもの
 「重症」：生命の危険が強いと認められたもの
 「重篤」：生命の危険が切迫しているもの
 「死亡」：初診時死亡が確認されたもの

(3) 医療機関に寄せられた事故情報

医療機関ネットワーク事業³では、子ども（14歳以下）が住居などの窓やベランダから転落する事故（平成22年12月から平成29年4月まで）が74件寄せられており、窓からの転落事故が55件（74.3%）、ベランダからの転落事故が19件（25.7%）でした。

危害の程度別⁴と発生階別⁵に見ると、入院を要する中等症以上の事故事例は、窓、ベランダ共に2階以上の高さから転落した場合となっています。また、1階の窓からの転落事故は28件報告されています（図6）。

図6 危害の程度別と発生階別の事故報告件数（n=74）



出典：医療機関ネットワーク事業
（平成22年から平成29年まで）

2. 医療機関や事故情報データベース等に寄せられた事故事例

【事例1（窓 3階）】

自宅マンション3階の窓より15m下の道路に転落した。窓の横に足がかりになる物が置いてあった。保護者は同じ部屋にいたが、転落に気付かなかった。頭蓋内損傷、全身打撲などの重症を負った。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成24年5月、2歳、重症）

【事例2（窓 2階）】

アパート2階の窓枠の手すりを越えて高さ5mから転落した。部屋の中に家族はいたが、地上から子どもの泣き声が聞こえ、初めて転落に気付いた。窓の鍵は締めておらず、窓と網戸が開いていた。防止柵はあるが、その前に本棚があり上ることができた。足の打撲、内臓損傷の疑いなどで、4日間の入院となった。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成25年6月、1歳、中等症）

3 「医療機関ネットワーク事業」は、参画する医療機関（平成30年3月時点で24機関）から事故情報を収集し、再発防止にいかすことを目的とした、消費者庁と独立行政法人国民生活センターとの共同事業です。件数は平成22年12月から平成29年4月までの登録分を本注意喚起のために特別に精査したものです。

4 医療機関ネットワーク事業のデータでは、危害の程度は次のように分類されています。

「軽症」：入院を要さない傷病

「中等症」：生命に危険はないが、入院を要する状態。但し、入院しなくても骨折や不可逆性のある傷病（切断や失明等）を含む。

「重症」：生命に危険が及ぶ可能性が高い状態

5 本資料で、階数の記載がなく転落の高さが記載されている事例の階数は、以下のように定義しています。

高さが30cm～60cmと記載があるもの：1階

高さが3m～5mと記載があるもの：2階

高さが6mと記載があるもの：3階

【事例3（窓 1階）】

子どもが網戸にもたれかかっていたところ、網戸が外れ60～70cm下の屋外へ転落した。泣き声を聞いた保護者が見に行くと、コンクリートの上に仰向けで倒れていた。CTにて骨折、出血等は見られず、頭部打撲で経過観察をし、帰宅した。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成27年8月、1歳、軽症）

【事例4（ベランダ 4階）】

マンション4階のベランダから転落した疑い。家族が起床時に子どもがいないことに気づき家を出たら、エントランス付近で近所の人に保護されていた。外傷があったため、救急要請したが、肘の剥離骨折、内臓損傷の疑いでICU管理となり、18日間の入院となった。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成28年10月、3歳、中等症）

【事例5（ベランダ 3階）】

保護者が隣の部屋で兄弟を寝かしつけるため、子どものそばを離れていた間、外で「ドスン」という音がして、自宅前の路上を確認すると、うつ伏せで倒れている子どもを発見した。普段は窓を3重にロックしているが、その日は1重で、子どもが自分で開けてベランダに出て転落した。顎^{がんか}、眼窩、鼻の骨を骨折し、6日間の入院となった。

（医療機関ネットワーク、事故発生：平成26年5月、5歳、中等症）

【事例6（ベランダ 9階）】

マンション9階のベランダから転落した。子どもはベランダで椅子とおもちゃの箱を積み重ねてよじ登り、高さ1.2mの柵を越えて転落したとみられる。転落の際、1階の木の柵にあたった後、植え込みの上に落ち、左足を骨折した。

（建物事故予防ナレッジベース⁶、事故発生：平成26年11月、4歳、重度のケガ）

【事例7（ベランダ 3階）】

マンション3階の高さ約70cmの柵があるベランダから子どもが転落し、約7m下の草地の上に倒れているのが発見された。転落する前、子どもは保護者と昼寝をしていた。頭を強く打っており、意識不明の重体となった。

（建物事故予防ナレッジベース、事故発生：平成28年9月、4歳、重度のケガ）

【事例8（ベランダ 2階）】

2階のベランダで子どもが遊んでいて、ベランダのパネルが外れ落下した。頭蓋骨を骨折し、入院した。

（事故情報データバンク⁷、事故発生：平成27年5月、6歳、治療期間1か月以上）

6 日常生活において建物内やその周辺で起こる、転倒や転落などの事故を予防するために、実際に起きた事故事例や対策を集めた、国土交通省国土技術政策総合研究所が開発、運用しているデータベースです。起こる事故の発生パターンを類型化し、事故のきっかけを図示しながら、事故につながる動作と事故予防に関する留意点を具体的に記載しています。なお、事例に記載の“重度のケガ”とは、傷害の程度が「入院が必要なケガをした」ことを意味しています。

データベースはこちらから→<http://www.tatemonojikoyobo.nilim.go.jp/kjkb/index.php>

7 「事故情報データバンク」とは、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」及び「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）であり、事実関係や因果関係が確認されていない事例を含みます。

3. 保護者の皆様へ、事故防止のための注意ポイント

窓やベランダからの子どもの転落事故は、子どもが窓枠やベランダの手すりを乗り越えて転落したり、窓の網戸やベランダのパネルが外れたりするなどして転落するケースが見られます。また、ベランダの手すりの下部や格子間などに大きな隙間があると、そこからすり抜けて転落する場合があります。

転落事故は、窓を開けたり、ベランダに出たりする機会の増える春から夏に多く見られます。また、1～3歳の子どもは他の年齢と比べ、転落事故が多く注意が必要です。

保護者の皆様は、以下の注意ポイントを参考に、窓やベランダからの子どもの転落事故に注意していただくようお願いします。

(1) 子どもの行動や居場所を把握するなど、見守りを行いましょう。

- ・開いている窓やベランダの出入口に、子どもを一人で近寄らせないようにしましょう。
- ・ベランダを子どもの遊び場にしないようにしましょう。
- ・子どもだけを家に置いて外出しないようにしましょう。
- ・理解できる年齢の子どもには、転落の危険性を分かりやすく教えましょう。



(2) 子どもの発達に応じ、日頃から転落を未然に防止する環境を整えましょう。

窓やベランダの手すりの高さには、法令等の基準(1,100mm以上)がありますが、近くに足がかりとなるものがあると、子どもは乗り越えることができます。以下の安全対策を施しましょう。

- ・子どもが窓から外に出たり、ベランダに一人で出たりしないように、窓やベランダの出入口を施錠しましょう。
- ・窓やベランダの出入口の子どもの手が届かない所に、補助錠やストッパーを付けるなどの工夫をしましょう。
- ・窓の近くに足がかりとなる家具などを置かないようにしましょう。
- ・ベランダの手すりの近くに足がかりとなる物を置かないようにしましょう。



(3) 窓やベランダの手すり、窓の網戸等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。

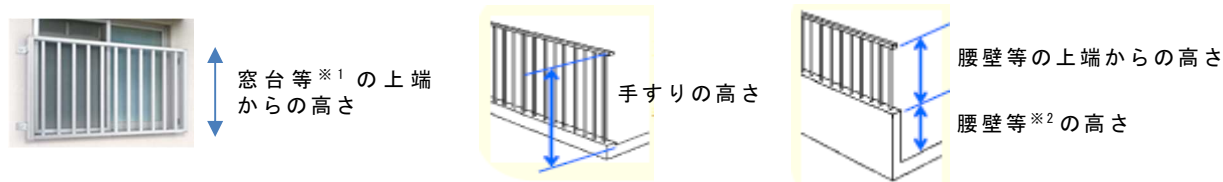
- ・窓やベランダの手すりや構成部品にがたつきや腐食、脱落などが点検しましょう。
- ・窓の網戸が外れたり、破れたりしていないか点検しましょう。
- ・窓のサッシが外れたり、鍵が壊れていたりしないか点検しましょう。

4. 事故防止のための安全配慮に関する取組

(1) 窓やベランダの手すりの規格、基準に関する制度

窓やベランダの手すりの高さ、隙間、強度及び足がかりの高さに関し、建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、「品確法」といいます。）に基づく住宅性能表示制度⁸、JIS（日本工業規格）、BL 基準⁹で下記のとおり規定されています。なお、建築基準法は建築基準法施行令第 117 条に規定する建築物、JIS は 1～2 階の低層住宅、BL 基準は主として RC 造¹⁰の住宅が対象となっています。

①手すりの高さ（窓、ベランダ）



| | |
|--|--|
| <p>建築基準法（ベランダ） 1,100mm 以上（建築基準法施行令第 126 条 1 項）</p> <p>品確法に基づく住宅性能表示制度による基準、BL 基準（窓、ベランダ）※P.6 参考の一部を抜粋 （窓）窓台等の高さが 300mm 以上 650mm 未満の場合、窓台等の上端から 800mm 以上 （ベランダ）腰壁等の高さが 300mm 以上 650mm 未満の場合、腰壁等の上端から 800mm 以上</p> <p>JIS 6601:2013 規定なし</p> | <p>※1 窓台等とは「窓台その他足がかりとなるおそれのある部分」を指す。 ※2 腰壁等とは「腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分」を指す。</p> |
|--|--|

②手すりの隙間（ベランダ）

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|-------|--------|-----|------------|-----|------------|-------|------------|---|-------|--------|-----|--------|-----|--------|---------------------|-----------|
| <p>格子間の隙間</p> <p>手すり下部の隙間</p> | <p>格子間の隙間</p> <table border="1"> <tr> <td>建築基準法</td> <td>: 規定なし</td> </tr> <tr> <td>品確法</td> <td>: 110mm 以下</td> </tr> <tr> <td>JIS</td> <td>: 110mm 以下</td> </tr> <tr> <td>BL 基準</td> <td>: 110mm 以下</td> </tr> </table> | 建築基準法 | : 規定なし | 品確法 | : 110mm 以下 | JIS | : 110mm 以下 | BL 基準 | : 110mm 以下 | <p>手すり下部の隙間</p> <table border="1"> <tr> <td>建築基準法</td> <td>: 規定なし</td> </tr> <tr> <td>品確法</td> <td>: 規定なし</td> </tr> <tr> <td>JIS</td> <td>: 規定なし</td> </tr> <tr> <td>BL 基準^{※3}</td> <td>: 90mm 以下</td> </tr> </table> <p>※3 BL 基準には、窓の手すり下部の隙間について、ベランダと同様の規定がある。</p> | 建築基準法 | : 規定なし | 品確法 | : 規定なし | JIS | : 規定なし | BL 基準 ^{※3} | : 90mm 以下 |
| 建築基準法 | : 規定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品確法 | : 110mm 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JIS | : 110mm 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BL 基準 | : 110mm 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建築基準法 | : 規定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 品確法 | : 規定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| JIS | : 規定なし | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| BL 基準 ^{※3} | : 90mm 以下 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

③手すりの強度（ベランダ）

| | |
|-------|--------|
| 建築基準法 | : 規定なし |
| 品確法 | : 規定なし |
| JIS | : 規定あり |
| BL 基準 | : 規定あり |

参考

- 平成 29 年度東京都商品等安全対策協議会報告書
「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」
- 品確法第 3 条第 1 項に規定の評価方法基準（平成 21 年国土交通省告示第 354 号 評価方法基準 P.108～109）
<http://www.mlit.go.jp/common/000052960.pdf>
- JIS A6601:2013「低層住宅用バルコニー材及び手すり構成材」P.11
- BL 基準「墜落防止手すり」（2017 年 12 月 22 日公表・施行）P.8

8 品確法に基づく、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために作られた制度で、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、表示や評価の方法の基準を設けています。

9 一般財団法人ベターリビングが制定した、品質、性能、アフターサービス等に優れた住宅部品であることを認定する、優良住宅部品評価基準のことを指しています。

10 鉄筋コンクリートを用いた建築の構造のことを指しています。

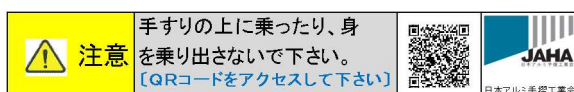
(2) 事業者団体の取組

事業者団体では、窓やベランダからの子どもの転落事故の防止に向け、様々な取組が実施されています。

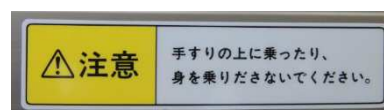
①手すりレールへの注意喚起シールの貼付

- ・手すりのレールに注意喚起シールを貼付し、QRコードから手すりの利用手引きが閲覧できるシステムとなっています。【日本アルミ手摺工業会】
- ・手すりのレールに、注意喚起シールを貼付し、乗り越え防止を呼び掛けています。【一般社団法人建築改装協会】

QRコードから手すりの利用手引きの閲覧が可能なシール



手すりの乗り越え防止を呼び掛けるシール



墜落防止手すりユニット
(ご利用の手引き)



QRコード読み取り、閲覧



<http://www.apajapan.org/tesuri/tebiki.pdf>

②手すりや網戸、窓サッシの劣化状況等を点検するチェックリストの提供

手すりやその部品等のがたつき、腐食などの劣化状況、動作の不具合や異常の有無をチェックできるように、点検事項をまとめたチェックリストを作成し、提供しています。

- ・自分で点検！ハンドブック【一般社団法人リビングアメニティ協会】

<http://www.alianet.org/alia/wp-content/uploads/2014/09/jibundetennken2014.pdf>

- ・住宅部品の自主点検表【一般社団法人リビングアメニティ協会】

http://www.alianet.org/alia/wp-content/uploads/2013/06/06_exterior.pdf

- ・金属製住宅手すりの点検表【一般社団法人日本エクステリア工業会】

http://www.j-exterior-ia.jp/5/data/data_160916-2.pdf

③手すりの定期点検を勧めるパンフレットの作成

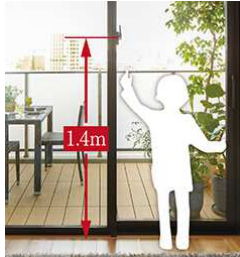


- ・アルミ手すりの劣化についての定期点検を勧めるパンフレットを作成しています。

【一般社団法人リビングアメニティ協会、日本アルミ手摺工業会、一般社団法人建築改装協会、一般財団法人ベターリビングの4団体による共同作成】

http://www.alianet.org/alia/wp-content/uploads/2017/03/alumi_unit.pdf

(3) 製造事業者の取組

製造事業者では、窓やベランダからの子どもの転落事故の防止に配慮した、窓サッシの鍵や手すりの開発を行っている取組も見られ、過去にキッズデザイン賞¹¹を受賞した下記のような製品もあります。

| 製品概要 | 写真 |
|--|---|
| <p>1～4歳の子どもが容易にベランダに出られないよう、床から1.4mの高さに窓サッシの鍵を取り付けた仕様となっている。</p> <p>※分譲マンションにおける安全・安心のための取り組みとして受賞</p> |  |
| <p>よじ登り防止に関して、足がかりとなる高さまで、アルミ手すりの格子間の隙間を埋める仕様となっている。</p> |  |
| <p>ベランダの手すりについて、子どもの足がかりになるような突起や隙間をなくし、面状の仕様になっている。</p> |  |

<参考> 東京都商品等安全対策協議会「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」（平成30年2月15日公表）

東京都商品等安全対策協議会では、平成29年度に「子供のベランダからの転落防止のための手すりの安全対策」について、アンケート調査や検証実験を実施するなど協議を行い、この度報告書がまとめられました。

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kyougikai/h29/29-04_report.html

¹¹ 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会が「子どもたちの安全・安心に貢献するデザイン」、「創造性と未来を拓(ひらく)デザイン」そして「子どもたちを産み育てやすいデザイン」というキッズデザインの理念を実現し、普及するための顕彰制度です。
キッズデザイン賞の詳細はこちらから→<http://www.kidsdesign.jp/>
過去の受賞作品はこちらから→<http://www.kidsdesignaward.jp/search/>

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 尾崎、白石、山本

TEL : 03(3507)9200 (直通)

FAX : 03(3507)9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>



「子どもを事故から守る! プロジェクト」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

「消費者庁 子どもを事故から守る! 公式ツイッター」

https://twitter.com/caa_kodomo



「子ども安全メール from 消費者庁」

<http://www.caa.go.jp/kodomo/mail/index.php>

